

■登録申請に関するQ & A

Q 1. 『Safe Work 向上宣言』の登録（様式4「登録シート」）申請（提出）は、企業（法人）単位で行うのですか？

A 1. 登録申請対象は、宮城県内で建設工事を営む企業の本店、支店若しくは営業所又は共同企業体です。なお、元請、下請に関わらず、登録申請（ホームページへの掲載）をしていただくことができます。

Q 2. 建設工事現場ごとに、登録（様式4「登録シート」）申請（提出）は可能なのでしょうか？

A 2. 建設工事現場は『Safe Work 向上宣言』の取組の対象にはなりますが、登録申請（ホームページへの公表）は、上記1のとおり、原則店社単位であり、これに準ずるものとしてJVも登録可能です。建災防の登録シートには、御社のHPアドレスを記入する欄があり、建災防のHPからのリンク先となる御社のホームページに『Safe Work 向上宣言』を行った現場の紹介などを掲載していただくといった方法もあると思われます。

Q 3. 『Safe Work 向上宣言』の取組について、登録（様式4「登録シート」）申請（提出）を行わないとペナルティーがあるのですか？

A 3. あくまで御社の自主的安全衛生活動の促進を支援ためのものですので、ペナルティーはありません。『Safe Work 向上宣言』の取組を皆様の安全衛生意識の向上、積極的な労働災害防止対策の実践にお役立ていただきますようお願いいたします。

Q 4. 登録（様式4「登録シート」）は必ず申請（提出）しなければなりませんか？

A 4. 登録申請は任意です。なお、登録申請していただいた場合、建災防宮城県支部のホームページに社名等が掲載されるほか、公共工事発注機関に登録企業等として情報提供される、ハローワークの求人票に『Safe Work 向上宣言』を行ったことを記載できるといったことがあります。詳しくは、実施要領をご覧ください。

Q 5. 登録（様式4「登録シート」）は、いつ、どこに申請（提出）すればよいのですか？

A 5. 登録シートの提出は、様式3の自己診断点検を行った後に提出していただきますようお願いいたします。

提出先は、宮城労働局（健康安全課）、県内の労働基準監督署、建災防宮城県支部のいずれでもOKです。最終的には建災防宮城県支部に集約されますが、宮城労働局及び労働基準監督署の担当官のアドバイスや情報提供を受けながら、取組を検討することにより、体系的、効果的に進めていくことができると考えられます。

Q 6. 登録シート（様式 4）の標題下の『(令和 年 月 日～ 年 月 日)』の始期と終期は、どう記入すればよいのでしょうか？

A 6. 現時点では取組期間は定めておりませんので、始期及び終期の記載は任意であり、空欄でも差し支えありません。また、年間計画作成に合わせて、年度ごとに登録シートを提出していただいても差し支えありません（例：今年の始期は6月1日以降の宣言日とし、終期は会社の安全衛生年間計画等に合わせて年度末とする。）。
なお、ホームページへの掲載は、最長3年間です。

Q 6. 様式 2「現場作業所掲示用」の宣言内容を様式 1「企業掲示用」の宣言内容と同一にすることは可能でしょうか？

A 6. 店社と現場で宣言内容を統一して差し支えありません。また、作業所の特性に合わせて独自の内容を記載することも当然に差し支えありません。

Q 7. 様式 2「現場作業所掲示用」の記載例には、協力会社の宣言も記載されていますが、各協力業者等からの宣言を必ず記載させなければなりませんか？

A 7. 作業所内の協力企業ごとに宣言を記載することが望ましいと思われませんが、元請のみの記載でも差し支えありません。

なお、この取組は、元請の統括管理の一環として、元請及び協力会社が一丸となって取り組み、安全管理レベルが向上するよう御活用いただくことが効果的と思われまます。ぜひ安全協議会等でこの取組の導入を協議されるようお願いいたします。

Q 8. 様式 3「自己診断シート」の必須項目について、自社では該当がない項目がありますが、その場合はどう対応したらよいのでしょうか？

A 8. 自社に該当する事項がない場合には、空欄で差し支えありません。なお、店社が自己診断する場合にあっては、該当する事項について、作業所への指導状況をチェックしていただき、作業所の元請が自己診断する場合にあっては、特定元方事業者として協力会社等への指導状況をそれぞれ確認していただきますようお願いいたします。

Q 9. 建災防のホームページの登録は、いつ頃になるのか？

A 9. 現在、ホームページの改修作業中です。掲載は遅くとも8月末頃を予定しています。

Q10. 『Safe Work 向上宣言』以降の取組はどのように進めていけばよいのでしょうか？

A10. 『Safe Work 向上宣言』を具体的に活かして、労使一体となって安全衛生管理活動を進める計画を策定し、組織的、計画的な取組を積極的にお願いたします。

例えば、様式 3「自己診断シート」の項目の改善に取り組むことや、実施要領の「推奨事項」に取り組むなどが考えられます。

建災防宮城県支部で作成の参考資料「『Safe Work』向上計画の作成のヒント」をご覧ください

ください。

また、自己診断の結果や改善方策等についてアドバイスが必要な場合は、建災防宮城県支部お問い合わせいただければ、同支部の専門家が懇切丁寧に対応いたします。

Q11. 推奨事項以外に参考となる事項はありますか？

A11. 建災防宮城県支部作成の参考資料「「Safe Work 向上計画の作成のヒント」の別紙に記載しておりますので、これをご参照ください。

特に、建設業においては、労働者の高齢化が進んでおり、本年3月に「高年齢労働者の安全と健康の確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」が公表され、併せて、これに取り組む中小企業を支援するため、「エイジフレンドリー補助金」が創設されました。60歳以上の高年齢労働者を雇用する事業者に対して、高年齢労働者特有のリスクを低減することを目的とする設備改善、健康確保措置などに必要な経費の2分の1（最大100万円）を補助するものです。これを活用して、自社又は協力会社等の労働災害防止を後押ししては如何でしょうか。

Q12. ハローワークの求人票に表記できるのはいつからでしょうか？また、その標記のための手続はどうすればいいのでしょうか？

A12. 皆様から登録申請される「Safe Work 向上宣言」については、8月下旬から順に、建災防宮城県支部ホームページ「Safe Work 向上宣言」サイトに、宣言事業場一覧（登録企業名）を掲載するよう準備を進めています。

宣言事業場一覧（登録企業名）の掲載時には、登録企業名に「登録番号」を順次振り出しますので、自社で当該登録番号を確認していただき、ハローワークあて求人を提出する際に、求人票裏面の【求人に関する特記事項の欄】に『宮城労働局「Safe Work 向上宣言企業 登録番号第**号』と記載することにより、求職者に「Safe Work 向上宣言企業」であることをPRできるようになります。

Q13. 登録（様式4「登録シート」）の有効期限はありますか？

A13. 上記Q5のとおり、現時点では取組期間は定めておりませんので、有効期限は特段ありません。なお、ホームページへの掲載は、最長3年間です。